

入札説明書

「08-G254-A1 県単道路維持修繕事業 原材料購入」に係る条件付き一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項等

- (1) 08-G254-A1 県単道路維持修繕事業 原材料購入
- (2) 購入物品名の内訳
常温合材 800袋(20kg袋入り)
- (3) 購入物品の仕様等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和8年6月19日(金)
- (5) 納入場所
秋田県秋田地域振興局建設部向浜建設機械格納庫
(秋田県秋田市向浜一丁目2番2号)

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び秋田県税に滞納がない者であること。
- (5) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
- (6) 秋田県内に本社を有していること。

3 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 秋田県税に滞納がないことを証明する書面の写し(申請する日から3ヶ月以内のもの。)
 - ウ 納入物品明細書(物品の仕様がわかるもの。様式任意。)

(2) 提出期間

令和8年5月14日(木)から令和8年5月25日(月)まで。ただし秋田県の休日を定める条例(平成2年秋田県条例第29号)第1項第1号に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

郵便番号010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県秋田地域振興局建設部 道路整備課 道路保全チーム
(電話番号018-860-3472)

(5) 提出部数 1部

(6) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。

(7) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。

(8) 入札参加確認を得た場合であっても、入札日までの間に秋田県物品供給業者等資格効力の停止処分を受けた者は、入札に参加することはできない。

4 入札書の提出方法等

(1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするとき、入札執行職員に身分証明書等の提示を求めることがある。

(3) 入札書は封筒に入れ、「購入物品名」を記載の上、提出すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和8年5月26日(火) 午後1時30分

秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 総608会議室

6 入札及び開札の方法等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 開札に立ち会う場所に持参するもの

ア 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)

イ 再度の入札に使用する印鑑

ウ 委任状(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る)

7 入札執行回数等

(1) 入札執行回数は、3回までとする。

- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
- (2) 該当する者が2者以上あるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (1)又は(2)で決定した落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (4) (3)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(2)前段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(3)の確認等を行うものとする。
- (5) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (6) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (7) 7(1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札候補者のない場合は入札手続きをやり直すか、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、(3)に定める確認を行ったうえで随意契約の交渉を行うことがある。
- (8) 契約担当者は、(3)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (9) (8)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、秋田県秋田地域振興局長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (10) 12に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

9 入札書に記載する金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額（※1）の100分の5以上の金額の入札保証金を現金で納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

入札保証金は、令和8年5月26日（火）入札直前に、入札職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。

ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。（代理人が入札保証金を有価証券で納付し、還付を受けようとする場合には、別に委任状が必要。）

※1 入札金額は、入札書に記載した金額に当該金額の100分10のに相当する額を加算した金額である。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を現金で納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金

次の(ア)、(イ)又は(ウ)の書類を令和8年5月25日（月）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

(ア) 県を被保険者とする「入札保証保険契約証書」

(イ) 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、1件の契約で当該入札価格の5割を超える2件以上の「契約書」の写し及び「履行を確認できる書類」（支払通知書等の写し等）。

(ウ) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づき物品供給業者として登録されている者は「入札保証金免除申請書」

イ 契約保証金

(ア)又は(イ)の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

(イ) 上記ア(イ)の書類

(4) 審査資料等提出場所

秋田県秋田地域振興局建設部 道路整備課 道路保全チーム

1 1 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

1 2 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - ア 委任状を持参しない代理人のした入札
 - イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるほか、入札説明書及び入札心得等で指示した条件に違反すると認められる入札

1 3 契約書の要否

要

1 4 その他

- (1) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和8年5月20日(水)まで、秋田県秋田地域振興局建設部に文書で提出すること。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

1 5 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県秋田地域振興局建設部

道路整備課 道路保全チーム

(電話 018-860-3472)

(FAX 018-860-3826)